

9月1日～10日は
「屋外広告物適正化旬間」

期間中は、市で違反簡易広告物の除去やパトロールを行います。屋外広告物の設置者は、管理や安全点検をしてください。

☎まち共創課☎(88)9154

都市計画審議会委員の募集

☎市内在住または在勤の20歳以上の人
任期 委嘱の日から2年間
定5人以内

☎市の都市計画に関する事項を調査・審議する

☎応募用紙(まち共創課に設置または市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入の上、まち共創課に持参または郵送で提出

宛先 〒962-8601(住所記載不要)まち共創課

応募期間 9月14日(月)～10月13日(火)

☎まち共創課☎(88)9154

9月1日～10月31日は
「秋の農作業安全確認運動期間」

農業機械は適切な利用を

安全装置の付いた機械を使い、乗用型トラクターでも、シートベルトとヘルメットを着用しましょう。

こまめに水分補給を

農作業は気温の高い時間帯を避け、水分をこまめに取りましょう。また、気温が高くなりやすいビニールハウスでの作業は、特に注意しましょう。無理はせず、疲れを感じたら早めに休憩を取るようにしましょう。

農業機械による道路の泥汚れに注意

農業機械で道路を走行する際は、十分に泥を落としてから走行しましょう。

道路に落ちた泥は、路面が汚れるだけでなく、事故の原因となるおそれがあります。やむを得ず道路を汚したときは、速やかに清掃するなど、道路利用者が安全に走行できるよう心掛けましょう。

☎農政課☎(88)9139

9月20日～26日は「動物愛護週間」

犬や猫などの動物を飼うときは、生涯を終えるまで、愛情と責任を持って飼いましょう。野良猫でも餌を与えていれば、飼い主と同等の責任が生じます。

犬や猫を飼うときのマナーなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎生活環境課☎(88)9130

漏水調査にご協力を

水道水の安定供給と有効活用のため、道路に埋設している水道管や個人宅地内に埋設されている給水管(水道メーターまで)の漏水調査を行います。

調査は、市が委託した業者が、市の腕章と顔写真入りの身分証明書を着用して訪問します。調査の際、宅地内に立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

実施期間 令和9年2月まで
☎漏水調査では、浄水器などの個別販売や、手数料を別に請求することはありませんのでご注意ください。

☎水道施設課☎(63)7131

林業アカデミーふくしま
令和9年度長期研修生の募集

☎10人程度
☎森林・林業に関する知識や技術の習得、各種資格の取得、インターンシップ

☎申請書類を林業研究センター企画研修部に持参または簡易書留による郵送で提出

宛先 〒963-0112 郡山市安積町成田字西島坂1 福島県林業研究センター企画研修部

申請期間 10月1日(木)～23日(金)
※研修生になるためには、選考試験があります。

☎選考区分や日程など詳しくは、県ホームページをご覧ください。

☎農政課☎(94)4786

9月は「不法投棄防止強調月間」

ごみの投棄は法律で禁止されています。不法投棄は、5年以下の拘禁刑や1,000万円以下の罰金に処せられる犯罪です。

不法投棄防止策 市では、原則として私有地に投棄されたごみの撤去はしていません。自分の土地にごみの不法投棄をされないために、次の方法で土地を管理しましょう。

▶除草や下刈りなどの日常管理を適正に行う

▶定期的に見回りを行う

▶土地の周囲に柵を設置する

不法投棄を発見・目撃したら通報を 捨てられている具体的な場所やごみの種類、捨てた人の車のナンバーなどを須賀川警察署☎(75)2121または生活環境課に連絡してください。

☎生活環境課☎(88)9129

農地の転用には許可が必要です

農地の減少や周辺への影響を防ぐため、農地は「農地法」で守られています。農地を農地以外に転用するときは、農業委員会の許可や届け出が必要です。

転用許可が必要なとき 市街化区域外の農地を住宅敷地や駐車場、資材置き場などに転用するとき

※市で定めた農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域は、転用の目的によっては不許可とされるときもあります。

届け出が必要なとき

▶市街化区域内で農地転用するとき

▶農地に土盛りをして生産性や作業効率を高めるなどの「改良行為」をするとき

農業者年金受給者にご注意を

受給者が経営移譲して後継者などに農地を貸した状態で転用すると、農業者年金が支給停止になることがあります。事前に農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。

☎農業委員会事務局☎(88)9165

「空想の力を育むまち」プロジェクト2026開催！

☎文化振興課☎(94)7174

「特撮の神様」と称される円谷英二監督が大切にしていた「空想の力」を育むまちを目指して、市と円谷プロダクション、県が連携してイベントを開催します。

まちなか周遊イベント
「すかがわウルトラFUN/FANカードラリー」

まちなかに散りばめられたキーワードを探し出し、ウルトラヒーローや怪獣がデザインされた限定の「すかがわウルトラFUN/FANカード」を手に入れましょう。

参加方法やカード配布施設など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

開催期間 9月19日(土)～23日(水・祝)



次期総合計画策定に向けたワークショップの参加者募集

☎企画政策課☎(88)9111

令和10年度から14年度までの5年間の指針となる、市総合計画の策定を進めています。10年後の将来を見据えた市の目標を定める重要な計画です。皆さんの意見や提案をお聞かせください！申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市民ワークショップ

日時 10月17日(土) 午後1時30分～3時30分

場所 市役所2階「ウルトラ会議室」

対象 市内在住または在勤の18歳以上の人(高校生を除く)

定員 20人(応募者多数のときは抽選)

テーマ 「10年後に次世代に選ばれる活力あるまち」

申込期限 10月2日(金)



市民ワークショップ

中高生ワークショップ

日時 11月7日(土) 午後1時30分～3時30分

場所 市役所4階「大会議室」

対象 市内在住または在学の高校生

※中学生は学校推薦者が参加

定員 10人(応募者多数のときは抽選)

テーマ 「私が10年後の須賀川に住む理由」

申込期限 10月23日(金)



中高生ワークショップ

第3期中心市街地活性化基本計画の
令和7年度報告書

第3期中心市街地活性化基本計画の目標を達成するため、フォローアップ(追跡調査)を行っています。令和7年度の調査結果を市ホームページで公表していますので、ご覧ください。

計画のテーマ「新たな発見とチャレンジができるまち」を目指して、調査結果を生かした取り組みを推進していきます。

☎商工観光課☎(88)9141



第3期中心市街地活性化基本計画